

河川の自由使用に係る安全対策に関する検討会（第12回）

議事要旨

1. 「河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言（案）」について

- 河川管理者としても、利用上危険なことが認識されればそれを改善する責務を有していると言うべきである。
- 河川の自由使用については、河川法の目的に包含されているとは言えるかもしれないが、自由使用の規制について定めてはいない。目的規定の「利用」は、一義的には、上水道、かんがい、発電等の利水、治水絡みの利用調整等を想定している。
- 河川法はあくまで公物管理法であり、公物の管理者である河川管理者が、社会的な実態を踏まえて、公物管理法である河川法に書いていないことについても、ある程度の任務を負うことがある。
- 利用者側の自己責任の認識や河川管理者が果たすべき役割には、場所によって程度の差がある。

2. 「河川における安全対策に係るリスクマネジメントの例」について

- 「リスクマネジメントの例」は参考資料扱いとする。
- 「リスクアセスメントの例」に、河川が子供の遊び場として常態化している実態があるかどうかなどについて、巡視の実施にあたって優先的に注視すべきであることを例示する。

以上